

食品ロス削減推進計画については、『室蘭市一般廃棄物処理基本計画』（全 6 編構成）に組み込み、現計画の「第 6 編 計画の進行管理・評価」の前段に「第 6 編 食品ロス削減推進計画」として追加、現在の第 6 編を第 7 編に繰り下げることとしたい。

第 6 編 食品ロス削減推進計画

6-1 計画の背景

- ・「食品ロス」について
⇒「食品ロス」とは「本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品」のことをいい、日本では、年間 612 万トン（平成 29 年度推計）もの「食品ロス」が発生していると言われている。
- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
⇒令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、市町村に「食品ロス削減推進計画」の策定が努力義務となっている。
- ・「室蘭市食育推進基本計画（健康増進計画はっぴい室蘭 21）」との調和を図る。

6-2 食品ロスの現状と課題

(1) 家庭から排出される食品ロス

- ・ H30 食品ロス実態調査の結果を参考に、家庭系の食品ロス排出量を推計
⇒本市における調査の結果、約 18%が食品ロスであった。
H30 年度の可燃ごみの排出量から推計すると、約 2,430 トン
- ・ 実態調査結果に基づく家庭系食品ロスの特徴
⇒「直接廃棄（手付かず食品）」や「食べ残し」が大半を占めていた。

(2) 事業所から排出される食品ロス

- ・ 国や道の推計値を参考に、事業系の食品ロス排出量を推計
⇒612 万トンのうち、半数以上の 328 万トンが事業系（製造、小売、卸売業や外食事業者）の食品ロス
- ・ 事業系食品ロスの発生要因等
⇒誤発注、過剰生産、端材、不良品、包装不良、売れ残り、規格外品、商品破損、返品、食べ残しなどにより廃棄される

6-3 食品ロス削減推進の方向性

(1) 基本方針

～ スローガン ～

例 『一人ひとりが食べ物に感謝をこめて、“もったいない”の心を大切に』
『市民一人ひとりが食品ロスを削減する意識を持ち、食品ロスのないまちへ』

(2) 今後の取組

- ・ 消費者個々の意識を醸成し、食品ロス削減の取組を推進
- ・ 食品関連事業者などの意識を醸成し、食品ロス削減の取組を推進
- ・ 未利用食品の有効活用を促進

(3) 数値目標

- ・ 道の目標設定の考え方に踏まえて、目標値を設定する
※家庭系は H30 食品ロス実態調査結果、事業系は国や道と同様の推計手法を用いて算出する

6-4 計画の推進

(1) 各主体の役割

- ・ 行政、消費者、事業者の役割

例)

<行政>

- 自ら率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践し、市民や食品関連事業者等、関係機関・団体などの取組を促進
- 食品ロスの削減につながる技術や事例などの情報提供・発信等を推進
- 家庭から出される生ごみをはじめとしたごみの排出抑制を促進するため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発を推進
- 学校の教育活動全体を通して、正しい知識・情報に基づいて食品を選択する能力や、食品ロス削減の視点を含めた感謝の心を育成する食育の取組を推進
- ホームページや SNS などを活用した積極的な情報提供・発信を推進
- 国の基本方針や北海道の策定した計画を踏まえ、地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を推進

<消費者>

- 食品ロスの状況や社会に与える影響、削減の意義等について理解するとともに、自ら排出している食品ロスの現状について理解・把握に努める。
- 食の大切さや地域の食文化、災害時の食料の大切さなど、様々な視点から食への理解と食に関する正しい知識を深めるよう努める。
- 消費期限や賞味期限など期限表示を正しく理解するとともに、過度な鮮度志向を改め、使用頻度などに応じ、期限間近な商品の優先購入などに努める。

<事業者>

（製造、卸売・小売業）

- 規格外品などの飼料化・堆肥化などへの再生利用を図り、有効活用の促進に努める
- 消費期限・賞味期限の延長、小容量販売やバラ売りなど、購入量を選択できる販売方法や商習慣の見直しを推進
- 食品廃棄物等の再生利用を図る循環型社会形成の推進、フードバンク活動など未利用食品等を有効に活用する団体への提供の促進に努める

（外食事業）

- 消費者が食べきれる量を選択できる仕組みの導入
- 宴会時の食べきりタイムの呼びかけ

(2) 推進体制

- ・ 食品ロス削減庁内推進連絡会議や消費者団体、食品関連事業者、フードバンク活動団体との連携
室蘭市食品ロス削減推進庁内連絡会議を中心に、具体的な施策等を検討し、北海道や全国おいしい食べきり運動ネットワークや消費者団体、関連事業者などと連携し、食品ロスの削減に向けた取組を推進